

令和2年3月26日
令和2年10月23日更新
令和2年11月4日更新
令和4年1月19日更新
令和4年4月5日更新
令和4年10月21日更新
令和5年3月9日更新

学生のみなさんへ

国立大学法人東京海洋大学

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症

(学校保健安全法に定める第一種感染症)に罹患等した場合の本学の対応を以下のとおりお知らせします。

(1)出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」とします。

◆出席停止の判断の目安◆

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②感染者の濃厚接触者(※1)に特定された場合
- ③発熱(目安として37.5度以上)、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合

(2)罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、(1)①～③に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール(登校はしないこと)により、次に掲げる事項について、担当係(学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係※2)に報告して下さい。担当係からメールを返信するので、必ず確認してください。

- ① 発症者等の氏名、所属、学年、学籍番号
- ② 新型コロナウイルス感染症に罹患した、濃厚接触者となった、又は体調不良となったこと
- ③ 居住区分(実家、アパート、学生寮等)

※ 寮生の場合は寮名、室番号、海王寮の場合は相部屋者の氏名

(3)出席停止の期間

① 上記(1)①の場合

出席停止期間は以下のとおりとします。ただし、医師または保健所から指示があった場合は、その期間とします。

登校の再開にあたっては、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係の指示に従って下さい。

- ・ 症状がある場合:発症日を0日として、翌日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで
※ 起算日から10日を経過するまでは、健康管理表に健康状態を記録し、健康管理を徹底することとし、不要不急の外出は避け、大学への登校も極力控えること。
- ・ 無症状の場合:検体採取日を0日として、翌日から7日間
なお、5日目の抗原定性検査キット(*)を用いた検査で陰性を確認した場合は5日間
※ 出席停止期間が短縮された場合、授業への出席は可能とするが、起算日から7日を経過するまでは、健康管理表に健康状態を記録し、健康管理を徹底することとし、不要不急の外出は避けること。

② 上記(1)②の場合

出席停止期間は、以下のとおりとします。ただし、医師または保健所から指示があった場合はその期間とします。

- ・ 感染者の同居者の場合:感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または、感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として、翌日から5日間
- ・ 上記以外の場合:感染者の感染可能期間に感染者と最後に接触した日を0日として、翌日から5日間
いずれの場合も、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを(*)用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

期間中、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5℃以上(目安として)の発熱等の症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口※3へ相談するとともに、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係へ連絡して下さい。

* 抗原定性検査キットは自費検査とし、『体外診断用医薬品』と表示されたものを必ず用いること(「研究用」等は不可)。

③ 上記(1)③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、上記(3)①のとおりとします。それ以外の場合は、「大学から登校再開の許可があるまで」とします。

詳細は、[【令和2年7月20日】「大学への登校に係る新型コロナウイルス感染予防対策について」\(令和5年3月9日更新\)](#)を参照して下さい。

※ 最終的な登校の可否については、保健管理センターと連携の上、大学(学生サービス課又は越中島地区事務室学生支援係)から連絡します。

(4)出席停止の措置により受講できなかった授業等の取扱いについて

出席停止の措置により受講できない授業等については、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業等を行ったりする代替措置を講じることとしています。具体的には、別途、教務担当部署及び授業担当教員から連絡がありますので、その指示に従って下さい。

※1「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ①患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者
- ②適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ③患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

※感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

※2 【連絡先(平日8:30~18:00)】

学生サービス課学生生活係 : (03)5463-0433 E-mail:g-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

越中島地区事務室学生支援係: (03)5245-7316 E-mail:e-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

※メールを送信する際には(at)を@に変えて下さい。

【感染時等連絡先(上記時間帯以外、緊急時)】

品川キャンパス(守衛所) (03)5463-0376 越中島キャンパス(守衛所)(03)5245-7323

※3「相談窓口」は、下記のホームページを参照のこと。

港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/fumeihaien.html>

江東区ホームページ<https://www.city.koto.lg.jp/260502/fukushi/hoken/yobo/r02korona.html>